

# 私も大切、みんなも大切



人権教育では、一人一人の児童生徒が、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」ことができるようになることを目標の一つにしています。県教育委員会では、平成26年3月に「岩手県人権教育基本方針」を定め、「人権教育の充実」を「学校教育指導指針」における学校教育の重点として、「共通事項として取り組む内容」の「豊かな心の育成」に位置付けています。本リーフレットは、各学校が人権教育を推進する際の参考となるよう作成しています。

今年度は、令和6年度文部科学省「人権教育研究推進事業」研究指定校である野田村立野田中学校の研究実践の内容を中心に紹介します。

令和7年2月

岩手県教育委員会

# 野田村立野田中学校の研究実践

## 【テーマ】 自他の大切さを認め、行動できる生徒の育成

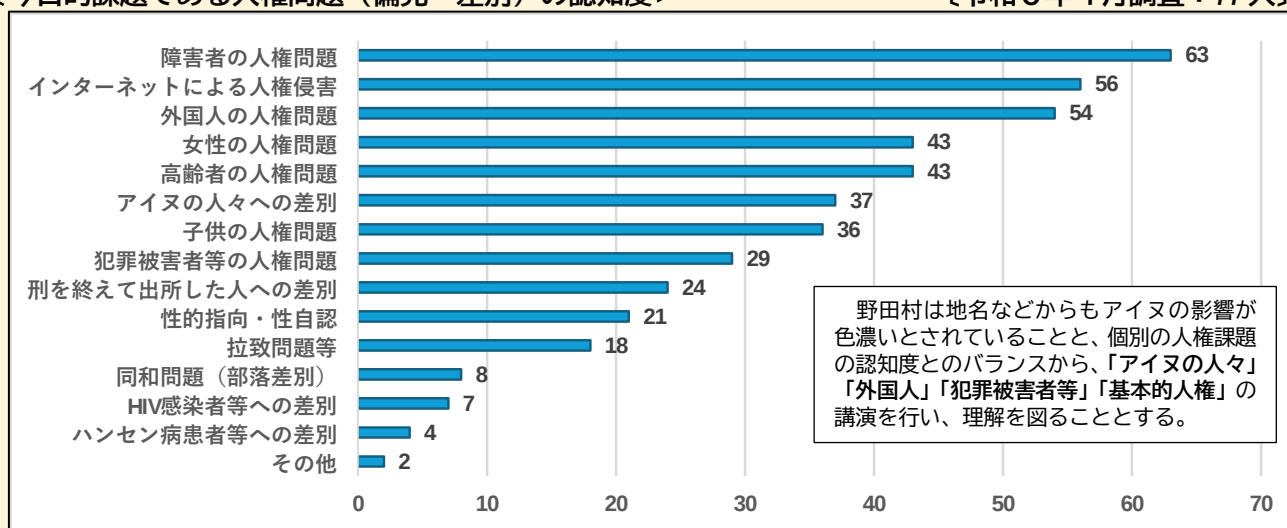
～「協力的・参加的・体験的な学習」を通して～

【ねらい】 自他の生命を大切にし、他者の人権を尊重する心を育成するために

- (1) 互いを認め合い、自己有用感（自尊感情）を高める
- (2) 人権や人権擁護に関する知的理解を促し、人権感覚を醸成する
- (3) 他者を自分同様にかけがえのない存在として受け入れる

<今日的課題である人権問題（偏見・差別）の認知度>

〔令和6年4月調査：77人〕



## 「人権に関する知的理解」 ～他者を受け入れる意識の醸成～

- 6月：講演「犯罪被害者等」 交通事故被害者遺族 田代祐子氏  
→ わたしは犯罪被害者等の人権について理解しています。 事前 53.2% → 事後 92.2%
- 8月：講演「基本的人権」 岩手県弁護士会 弁護士 村上力氏  
→ わたしは基本的人権について理解しています。 事前 29.7% → 事後 91.9%
- 10月：講演「アイヌの人々」 アイヌ文化活動アドバイザー 宇梶良子氏  
→ わたしはアイヌの人々とその人権について理解しています。 事前 32.5% → 事後 93.5%
- 11月：講演「外国人」 宮古市国際交流協会 佐々木フレデリカ氏  
→ わたしは日本に住む外国人とその人権について理解しています。 事前：28.8% → 事後 100%



基本的人権



アイヌの人々



外国人

いずれも【意識調査（事前）⇒事前学習⇒講演会⇒振り返り⇒意識調査（事後）】という流れで学習し、人権に関する知的理解の深まりを目指した。事前学習に力を入れたことにより、講演会での質問内容に深まりが見られたこと、振り返りを丁寧に行うことにより、学びが整理され、学習の価値付けがなされたこと等により、各テーマについて「理解している」と自己評価する値が大きく向上した。

## 「協力的・参加的・体験的な学習」～自己有用感の向上・人権感覚の育成～

- 4月：情報モラル学習会（インターネット） ➡ ネットトラブルに関するシミュレーション
- 4月：生徒総会（子供） ➡ 人権に関する取組の提案
- 6月：孫世代のための認知症講座（高齢者） ➡ 認知症サポーターの認定
- 8月：自尊感情を高める講話（自己有用感） ➡ 前向きになれるキャラクターづくり
- 9月：思春期講演会（女性） ➡ 妊婦体験、出産体験、胎児人形体験
- 9月：授業参観（自己有用感） ➡ 人権感覚育成プログラムによるワークショップの実施
- 10月：生徒会活動（子供） ➡ 人権宣言づくり、けやきの取組、能登半島豪雨支援募金
- 11月：障害者地域活動支援センターとの交流（障害者） ➡ イベントでの野田中ソーランの発表
- 11月：生徒総会（子供） ➡ 野田中学校人権宣言の採択



協力的



参加的



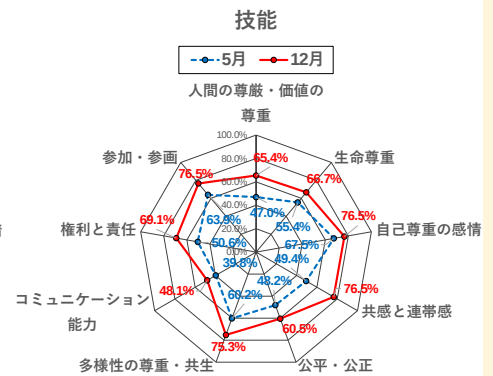
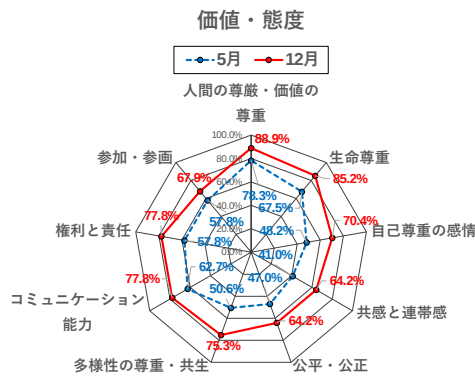
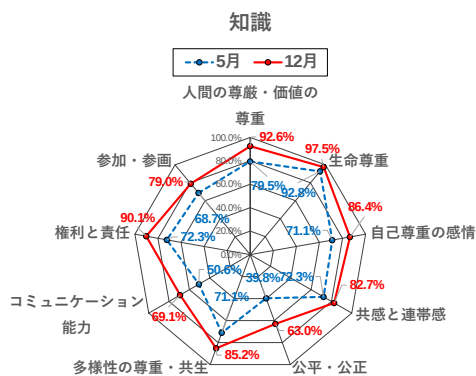
体験的

生徒会活動を中心に、昨年度までの活動や取組を活かすことで、無理なく効果的に「協力的・参加的・体験的な学習」を展開することができた。自分を見つめたり、仲間と関わったりする学習を通して、自分や仲間のよさ・存在を認め合う生徒が増え、自己有用感や人権感覚の高まりにつながった。

## 成果と課題

<人権に関する意識調査：積極肯定>

〔令和6年5月調査：83人、同12月調査：81人〕



【成果】 事前・事後の意識調査を比較すると、いずれの観点・項目でも積極肯定（そう思う）の数値の伸びが見られたことから、実践を通して人権感覚の育成が図られたものと考えられる。特に、講演会、生徒会活動や既存のカリキュラムを活かした「協力的・参加的・体験的な学習」により、知的理解の深化や自己有用感の向上、人権感覚の育成を図ることができた。地域の諸機関との連携の推進、授業参観・地域貢献活動・学校だよりを通じた人権啓発も今年度の成果といえる。

【課題】 次年度は、「知識」と比べて意識調査の数値が低かった「価値・態度」や「技能」の観点に重点を置き、更なる人権感覚の育成を目指す。弁護士による「公正・公平」に着目した基本的人権に関する講演、未実施である個別の人権課題に関する講演やマスコミ関係者による「コミュニケーション能力」の育成に主眼を置いた講座を計画している。引き続き、生徒会による「人権宣言」の取組を軸にした自治活動やボランティア活動、「協力的・参加的・体験的な学習」と連動し、生徒・教職員・地域が一体となった人権教育を展開することを通して、本校のテーマである「自他の大切さを認め、行動できる生徒の育成」を図りたい。

## 人権教育

児童生徒が権利をもつ主体であり、大人と同じ一人の人間として基本的人権を有することを理解、尊重した上で、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」ことができるような実践的態度や行動力を育成する。

### 1 「子どもの権利」の理解

全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。（「こども基本法」第三条一）

### 2 人権が尊重される学校づくり

学校の雰囲気は、教職員同士、教職員と児童生徒、児童生徒同士の人間関係、教職員の日常的な言動等によって作られることを自覚し、人権を尊重する雰囲気を意識的、積極的に醸成する。

### 3 人権が尊重される学習活動（授業）づくり

児童生徒の発言や活動の様子を観察し、学習過程でのつまずきに伴う不安を受容して解決の見通しを示すなど、常に受容的・共感的な姿勢・態度で接する。

※ 詳細は令和6年度学校教育指導指針を参照

## Q1 人権教育を推進する上で大切なことを教えてください。

A 私たち教職員が、児童生徒一人一人を人権【基本的人権＋**子どもの権利**（子どもならではの権利）】をもつ主体であることを理解、尊重することが大前提です。その上で、児童生徒の人権を尊重する意識や人権感覚に、**教職員の人権感覚**とそこから生まれる**日常的な言動**、教職員同士、教職員と児童生徒等の人間関係が大きな影響を与えていることを自覚することが不可欠です。また、「**みんなと同じことができる**」、「**言われたことを言われたとおり**にできる」ことを過度に要求していないか、という視点から、**自身の考え方、言動を振り返り、改善を図る**ことが求められます。

## Q2 「子どもの権利（条約）」について教えてください。

A 子どもの権利は、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の考え方に基づきます。条約は、「**生きる権利**」「**育つ権利**」「**守られる権利**」「**参加する権利**」の4つの原則から成り立っています。令和4年12月に公表された**生徒指導提要（改訂）**では、「**児童生徒の基本的人権に十分配慮し、一人一人を大切に**した教育」を行うこと、「児童の権利に関する条約の**4つの原則を理解**しておくことが大切」であること等が明記され、子どもの権利条約に対する国内法として位置付けられる「**こども基本法**」は、令和5年4月に施行されました。**児童生徒が自分の意見を自由に表現できる環境を整えること**、日々の授業や学級活動を通じて、**自分たちで意見を出し合い、話し合う機会を設ける**ことを通して、子どもの「**意見表明権**」と呼ばれる「参加する権利」を保障すること等が、学校に求められています。

## Q3 「多様性と包摂性」の視点から、学校で配慮が必要なことを教えてください。

A **誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会**の実現を目指す国際社会共通の目標が、「SDGs」です。**性別や年齢、人種などの属性、価値観などの思考はそれぞれ異なり、多様であること（＝多様性）、それを相互に認識し、誰一人として排除されない（＝包摂性）**ために、ジェンダー（社会的・文化的に作られた男らしさや女らしさ）を押し付けていないか、性自認や性的指向に係る性的マイノリティについて理解を深める時間が担保されているか等の確認が必要です。学校や教職員の、偏見を持たれたり差別されたりしがちなマイノリティ（＝社会的少数者）を尊重しようとする姿勢や態度が、児童生徒の人権を尊重する意識や人権感覚に反映される、という意識が肝要です。

### 【主な参考文献】

|                                                           |                     |
|-----------------------------------------------------------|---------------------|
| 「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」                            | （平成20年 2月 文部科学省）    |
| 「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について」             | （平成28年 4月 文部科学省）    |
| 「人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料～」 | （令和 3年 3月 文部科学省）    |
| 「人権教育を取り巻く国の動向等について」                                      | （令和 3年 9月 文部科学省）    |
| 「令和5年度 人権教育啓発リーフレット」                                      | （令和 6年 2月 岩手県教育委員会） |
| 「令和6年度 学校教育指導指針」                                          | （令和 6年 3月 岩手県教育委員会） |